

令和6年度旭色プロジェクト推進業務委託に係るプロポーザル審査 審査基準表

審査項目	主な審査の着目点		配点	確認箇所
企画提案面（100点満点）				
A 業務実施基本方針的な考え方	業務・仕様書の理解度	業務の目的、仕様書の項目を踏まえた提案になっているか。	10	
	業務全体のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理のない業務計画を組んでいるか。</li> <li>・スケジュールが明確に示されているか。</li> </ul>	10	
	実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の基本的な考え方を踏まえて、本業務のコンセプトや実施方針が提案されているか。</li> </ul>	10	
B 企画提案	旭色プロジェクト推進のための企画運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紅茶やいちじくのグルメをメインとしつつ、それ以外の商品を扱う事業者も参加しやすい内容となっているか。</li> <li>・あさびーを活用した商品開発等のテーマとなっているか。</li> </ul>	10	
	デジタルスタンプラリーの企画運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のLINEアカウントの活用及びあさびー20周年お祝い事業とのコラボした内容となっているか。</li> <li>・市内・市外の方の消費喚起や参加事業者及び本市のPRにつながる効果が期待できるか。</li> </ul>	10	
		<p>参加者がより便利に、分かりやすく、スタンプラリーを楽しむことができるシステムであるか（問い合わせ対応、アンケートへの回答及び景品への応募を含む。）。</p>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの参加者が参加したくなるような景品となっているか。</li> <li>・参加事業者の増加につながるような景品が盛り込まれているか。</li> </ul>	5	
		参加事業者等の負担の少ない安定した運営が見込めるか。	5	
	運営会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの事業者が参加しやすい内容となっているか。</li> <li>・活発な意見交換や事業者間の交流が期待できるか。</li> </ul>	5	
	PRイベントの企画運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者が旭色の商品を楽しめる企画となっているか。</li> <li>・事業者が参加しやすい企画となっているか。</li> </ul>	10	
	情報発信及びPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内・市外の方への消費喚起や参加事業者のPR等、効果が期待できるか。</li> <li>・SNS等での効果的な発信及びマスコミ（新聞、テレビ等）や情報誌で取り上げられ参加者が増える等、集客やPRが期待できるか。</li> </ul>	10	
	PRツールの制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本PRツール（リーフレット、ポスター及び特設WEBサイト）は、来店者の増加や店舗のPR等、効果が期待できるか。</li> <li>・上記以外の効果的なPRツールが提案されているか。</li> </ul>	10	
小計				100
企画提案書（様式2）				

業務実施面（20点満点）

実業績務	同種・類似業務の実績	過去に同種又は類似した業務の実績があるか。	10	企画式提案書（2）
体実制施	業務遂行に係る組織体制	・業務遂行に係る十分な組織体制が整っているか。 ・市や本業務に関わる事業者等との業務分担が明確であるか。	10	
小計		20		

価格提案（10点満点）

係る業務に金額	見積限度額に対する見積金額	10	見参考
	小計	10	

社会的価値の実現に資する取組（5点満点※）

促進女性に関する取組	愛知県が実施する女性の活躍に係る認証等の取得 ・「女性の活躍促進宣言」提出 ・「あいち女性輝きカンパニー」認証	いずれかにおいて提出している又は認証若しくは認定されている。	2	取組に係る登録証や認定書等、内容を証明する書類	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく厚生労働大臣の認定の取得 ・「えるぼし」等認定				
ワーランスのライフル推進	・「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録	いずれかにおいて登録又は認定されている。	2		
	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定の取得 ・「くるみん」等認定				
環境マネジメントシステムの導入	・ISO14001の認証	いずれかにおいて認証されている。	2		
	・エコアクション21の認証				
	・KESの認証				
	・エコステージの認証				
障がいに関する者等雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成	達成又は登録している。	2		
	保護観察所への協力雇用主としての登録				
小計 ※社会的価値の実現に資する取組における評点の小計が、6点以上となる場合であっても、付与点数は5点を上限とする。			5		
合計			135		